

よかかせ

第36号

2022年（令和4年）

9月号 No.36

発行：中間市人権男女共同参画課

人権センターだより

「視覚障がいの方と出会って」

中間西小学校4年 戸高 友里愛さん

みなさんは視聴覚障がいの方々がどんな生活をしているか知っていますか。私は毎日がとてもつらくて、こわい思いをしながら生活していると思っていました。私がそう感じたのは、学校でアイマスク体験をしたとき、前に進むこともこわかったし、折り紙をしてもぐちゃぐちゃのつるが出来上がって、つらい気持ちになったからです。

そんな気持ちになっているとき、学校に視覚障がい者のくり田さんが来てくれました。

くり田さんは毎日の生活について、いろいろな話をしてくださいました。はじめに話してくださいましたのは、白じょうというつえを使っていたときの体験でした。駅のホームから線路に落ちてしまいたいところになったこと、自転車の路上ちゅう車が多いところで道がわからなくなってしまう、目的地に行くことができなかったことなど、いろいろな話してくださいました。

しかし、もうどう犬に出会って、生活は大きく変わったそうです。今まで困っていた、駅のホームから落ちる心配や、道に迷うこともなくなったそうです。そして何よりも、もうどう犬という「家族」が増えたことで、生活が便利になっただけでなく、生きていくことがとても楽しくなったというれしように話していました。もうどう犬は視覚障がいの方たちにとって、家族であり、あいぼうであり、宝物なのです。人の人生を変えることができる、すばらしいそんざいなのです。

視覚障がいの方たちのために、私たちにできることは何なのでしょう。まず困っていることに気づいたとき、「何かお手伝いしましょうか。」と声をかけることだと思えます。そしてみんなが安心してくらせるように、点字ブロックや音声案内など、工夫できることはできるだけ工夫していくことも大切だと思います。もうどう犬をひとつ要としている方たちが、一人でも多くもうどう犬と生活ができるように、もうどう犬を育てていくことも大切だと思います。私ができることは小さなことかもしれないけど、一人一人の力を集めれば大きな力になると思います。みんなが少しでも気にかけてくれるようになってくれるとうれしいです。

【私たちが感じた人権 令和3年度小中学校人権作文より】



「隣保館（人権センター）の利用についてのアンケート調査」と、 「人権侵害についてのアンケート調査」を行います。

隣保館（人権センター）は、地域住民の福祉の向上や、人権啓発活動と住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして活動しています。具体的には、日常生活で起こる様々な問題と人権に関わる問題についての相談や、人権問題を解決するための啓発活動、そして、地域住民との交流事業などを行っています。

2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、部落差別を解消するためには、部落差別の実態を把握して速やかに対策を講じることが求められます。このための取り組みとして、今回、隣保館における活動の状況や課題を把握し、その活性化を図るため、隣保館を利用される方を対象に「隣保館の利用についてのアンケート調査」を行います。



また、人権侵害に関わる問題では、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のあらゆる場面で、部落問題をはじめとする人権侵害（差別）事件が起こっています。この人権侵害の実態を把握し、その解消に向けた施策を実施するため、「人権侵害についてのアンケート調査」も行います。この2つの調査を福岡県が集約し、今後の部落問題をはじめあらゆる差別をなくすため、さらに実効性のある取り組みに繋げていきます。

☆なやみごと相談☆

なやみごとや困りごとについて、人権擁護委員（市内在住6名）が無料でご相談を受けます。

秘密は厳守されますので気軽にご相談ください。

（予約不要）

・9/14(水)・10/12(水)・11/9(水)

13:30~15:30

問合先) 中間市人権センター 中間市岩瀬一丁目17-1

☎093-245-3511



◇「子育て女性再就職支援出張面接相談」◇

子育てと仕事を両立したい女性の方を応援します。

※2日前までに予約が必要です

・9/8(木)・10/13(木)・11/10(木)

10:00~12:00

予約問合先) 子育て女性就職支援センター

☎093-533-6637

相談場所) 中間市人権センター



中間市人権センター

（ピンクの建物が目印です！！）

住所：中間市岩瀬一丁目17-1

☎093-245-3511

Eメール jinkendanjyo@city.nakama.lg.jp

